



平成29年5月8日

各 位

会 社 名 大黒屋ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 浩平
(コード番号 6993 東証第二部)
問 合 せ 先 総務部長 岩瀬 茂雄
(TEL. 03-3448-7300)

**第三者割当により発行される新株式（デット・エクイティ・スワップ及び金銭出資）、
及び第17回新株予約権に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社代表取締役小川浩平（以下、「小川浩平氏」といいます。）、MTキャピタル匿名組合Ⅱ及びアドミラルキャピタル株式会社（以下、「アドミラルキャピタル」といいます。）を割当予定先として、第三者割当により、新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第17回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議しましたので、お知らせいたします（以下、本新株式及び本新株予約権発行の資金調達全体を「本調達スキーム」といいます。）。

なお、小川浩平氏を割当予定先とする新株式の発行については、デット・エクイティ・スワップ（以下、「DES」といいます。）の手法を用いて行うこととします。

記

I. 第三者割当により発行する本新株式及び新株予約権募集の内容

1. 募集の概要

(1) 新株式発行の概要

| | |
|--------------|---|
| (1) 発行新株式の総数 | 6,384,000株 発行済み株式総数に対し7.34% |
| (2) 発行価額 | 1株あたり69円 |
| (3) 発行価額の総額 | 440,496,000円 うち380,535,000円は、現物出資（DES）の払込方法によるものとする。 |
| (4) 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| (5) 割当先及び | 小川浩平氏 5,515,000株 |

| | | |
|-----------------|--|----------|
| 割当株式数 | MTキャピタル匿名組合Ⅱ | 869,000株 |
| (6) 現物財産の内容及び価額 | 小川浩平氏が当社に対して保有する金銭債権の元本 380,600,000円のうち380,535,000円 | |
| (7) 資本組入額 | 1株あたり34.5円 | |
| (8) 資本組入額の総額 | 220,248,000円 | |
| (9) 申込期日 | 平成29年5月24日 | |
| (10) 払込期日 | 平成29年5月24日 | |
| (11) その他 | 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 | |

(注) 申し込みの方法は、本第三者割当の割当予定先との間で上記申込期日に総数引受契約を締結し、払込期日に発行価額の総額を金銭または金銭以外の財産の現物出資により払い込むものとします。払込期日までに本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の第三者割当は行われませんこととなります。

(2) 新株予約権発行の概要

| | | |
|---------------------|--|--|
| (1) 割当日 | 平成29年5月24日 | |
| (2) 新株予約権の総数 | 110個 | |
| (3) 発行価額 | 本新株予約権1個につき98,670円(総額10,853,700円) (本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額:新株予約権の目的である株式1株あたりにつき0.9867円) | |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 11,000,000株(新株予約権1個につき100,000株) 発行済み株式総数に対し12.64% | |
| (5) 資金調達額 | 769,853,700円(差引手取概算額759,853,700円) (内訳) 新株予約権発行による調達額:10,853,700円 新株予約権行使による調達額:759,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。 | |
| (6) 行使価額 | 69円 | |
| (7) 募集又は割当方法(割当予定先) | 第三者割当方式 MTキャピタル匿名組合Ⅱ 88個(8,800,000株) アドミラルキャピタル 22個(2,200,000株) | |
| (8) 譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 | |
| (9) その他 | ①取得条項 (1)平成29年5月25日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する | |

| | |
|--|--|
| | <p>日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(2)平成29年5月25日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得します。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。</p> <p>②前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> |
|--|--|

2. 本調達スキームの目的及び理由

(1) 本調達スキームの目的

今回の資金調達は、①平成29年3月27日に実施しました、株式会社SBI証券（以下、「SBI証券」といいます。）を総額引受人とする第2回無担保社債（適格機関投資家限定）580,000千円の発行及び同資金による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の残額580,000千円の買入消却、同買入消却による資金に基づくMTキャピタル匿名組合Ⅱによる第16回新株予約権未行使分428,400千円の権利行使、及び当社による権利行使資金による第2回無担保社債の償還資金充当（以上全ての取引をまとめて、以下、「一連の取引」といいます。）において発生した同社債償還金の不足分151,600千円の小川浩平氏からの借入金（本取引の詳細につきましては、平成29年3月27日に公表しました「第2回無担保社債の発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の残額買入消却及び第16回新株予約権行使に関する資金用途変更のお知らせ」をご参照下さい。）、②一連の取引に関するコンサルティングフィー及び3月末運転資金確保のための同氏からの借入金、③4月支払いを予定していた当社連結子会社株式会社大黒屋（以下、「大黒屋」といいます。）からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い及び4月の一部運転資金及び5月運転資金が確保できないための同氏からの4月26日付け借入金、④CITIC XINGBAG MANAGEMENT CORPORATION LTD.（以下、「CITIC」といいます。）の中国合弁会社への出資金の残額50%の支払い、及び⑤10月に予定される大黒屋からのインタ

ーカンパニーローンに係る利息の支払い及び当社グループの6月以降の運転資金への充当を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行するものであります。

上記資金需要がある中で、まずはファイナンスの前提になると考えていた一連の取引への対応に追われたことから、その後のファイナンスの検討開始が遅れてしまい、4月以降の検討となってしまいました。以降、本調達スキームの確定を急いだものの、それまでに支出が生じた3月末のコンサルティングフィー及び3月末運転資金、4月末に予定されている大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い及び4月の一部運転資金及び5月運転資金を確保のために、小川浩平氏から3月28日及び4月26日付けで一時的に借入を行ないました。

これら小川浩平氏からの借入金につきましては、DESにより株主資本に振替えることとしました。DESによる借入金返済は、資金の手当ては生じないこととなりますが、当社有利子負債の圧縮及び自己資本の増加により財務体質が改善するとの判断により、小川浩平氏との協議の結果、実施するものです。

大黒屋からのインターカンパニーローン及びその利息につきましては、下記(2)ー②ー(注)1においても内容を補足していますが、当初ローン及び利息の支払いは、英国においてSPEEDLOAN FINANCE LIMITED(以下、「SFL」といいます。)によるリファイナンスの実施を検討し、またSFLからの配当収入等により賄うことを検討しますとしておりました。しかし、SFLにおいては英国のEU離脱問題等を含め経済環境が不安定であることによる影響を受け業績が期待通りに回復していないこと、また内的要因としては店舗・人員等の見直しによるコスト削減に当初予想よりも時間がかかっていることもあり、当社による買収以降改善されてはいるものの、当初予定した業績の回復には時間を要しております。従いまして、業績改善を基にリファイナンスを行い当社へのローンの返済に、また配当の実施により当社の利息に充てることを予定していましたが、現状そこまでの回復には至らず、当社は平成28年10月末日のローンの返済期限を平成29年10月末まで繰り延べることとし、6ヶ月毎に利息の支払いを行っているものであります。

また、継続的に発生しています運転資金の不足につきましては、当社は持株会社内に電機事業部門を有しセグメント上の利益は計上していますが、持株会社としての運営に関する費用の持株会社傘下企業への費用負担の割当又は傘下企業からの配当による還元等の配賦構造が出来ていないため、運転資金含め資金不足に陥る大きな要因となっています。ただ、これは傘下の主要企業である大黒屋においては金融機関からの借入に係る財務制限条項の制約もあり資金移動が難しいこと、またSFLの業績回復が遅れていることが大きく影響しています。従って、これまでは新株発行、ライツイシュー、転換社債型新株予約権付社債等により不足する資金を調達してきています。

今後は、SFLの業績回復及び中国合弁事業の業績向上による当社への還元等による収支の改善に向け対策を行ってゆくこととなりますが、まだ時間を要することもある

り、現状においてはそのような改善は難しいものとなっております。

資金使途につきましては、具体的には下記（２）「手取り金の使途」に記載していますように、本新株式発行（金銭出資分）の資金使途は、直ぐに資金を確保できるため、平成29年5月に予定されるCITICとの中国合弁会社への出資金の残額50%の支払いの一部に充当され、また本新株予約権の資金使途は基本比較的期間を要する使途への充当を計画しております。ただ、平成29年5月を予定していますCITICとの中国合弁会社への出資金の残額50%の残り165百万円の支払いは、資金の手当てを急ぐため、本新株予約権の割当予定先であるアドミラルキャピタルを資金の出し手とし、小川浩平氏を經由し当社へのブリッジファイナンスを平成29年5月に予定していますが、その調達方法の詳細については、下記平成29年4月26日実行の「ブリッジファイナンスの詳細」をご参照下さい。

新株予約権の行使が十分に進んだところで当該行使による調達資金によるブリッジファイナンスの返済を行うことを予定していますが、先ずは6月以降当面の運転資金への充当を行い、その後は資金繰りの状況及び新株予約権の行使状況を確認しながら、ブリッジファイナンスの返済に充当してゆくこととなります。

（ブリッジファイナンスの詳細）

平成29年4月26日実行のブリッジファイナンスの仕組みは次のとおりです。

- ① アドミラルキャピタルからドラゴンキャピタル株式会社（小川浩平氏が100%出資し代表取締役を務める投資業を行う会社であり、以下、「ドラゴンキャピタル」といいます。）への融資

融資金額：180百万円 支払期限：平成29年5月30日 利率：12%

- ② ドラゴンキャピタルから小川浩平氏への融資

融資金額：180百万円 支払期限：平成29年5月15日 利率：15%

- ③ 小川浩平氏から当社への融資

融資金額：180百万円 支払期限：平成29年5月15日 利率：15%

本180百万円はD E Sの対象となります。

上記においてアドミラルキャピタルは、事業の継続性の観点から法人向け取引を原則としていることから、ドラゴンキャピタルへの融資を行い、ドラゴンキャピタルが小川浩平氏を經由して当社に融資することになったものです。なお、これは、当社が短期間のうちに担保を提供することができないため、貸付に際して小川浩平氏の担保提供が求められることとなり、結果、小川浩平氏が保有するドラゴンキャピタルを間にはさむ形になっています。

アドミラルキャピタルからドラゴンキャピタルへの融資に関しては、今回は緊急性が高いこと等を勘案すると妥当な金利水準と判断いたします。

ドラゴンキャピタルは借入金利12%に対し貸出金利は15%と3%の利鞘がありますが、小川浩平氏が借入のために個人の担保を提供していることを考慮すると、小川浩平氏

が保有するドラゴンキャピタルが利鞘3%を得ることは、当社にとって不利益には当たらないと判断いたします。

ドラゴンキャピタルは担保資産が無い場合、小川浩平氏は匿名組合への出資分を譲渡担保として提供し、またDESで保有することになる株式をアドミラルキャピタルに譲渡担保として差し出します。

なお、同年5月予定のブリッジファイナンスについては上記と同様の仕組みになりますが、ブリッジファイナンスによる借入金の返済期間は6ヶ月を予定していますので、本新株予約権の行使状況を確認しながら返済資金に充当してゆくことになります。

(注) 上記ドラゴンキャピタル及び小川浩平氏を経由した借入は利益相反取引に該当するため、当社取締役会に付議し承認されております。なお、小川浩平氏は当事者に該当するため、決議には参加していません。

当社としましては、本新株式（金銭出資分）及び本新株予約権の発行により調達した資金を下記3.（2）「調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に充て、当面の資金需要を充足するとともに、当社及びCITICが出資残額を払込むことでCITICとの中国合弁会社の資本が強化され、また資金力を増すことで合弁会社による中国での事業展開が加速し、今後中国における合弁会社の業容拡大と業績を伸ばすことをとおして、投資家の皆様の期待に応じてゆく所存であります。

（2）当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、かつ上記（1）の本調達スキーム目的の達成を目指し、下記A.「他の資金調達方法の検討について」に記載のように転換社債型新株予約権付社債での調達を含め資金調達方法について比較・検討して参りました。しかし、限られた期間内での選択と意思決定という事情もあり、今回の本新株式（DES及び金銭出資）及び本新株予約権の同時発行が、現状においては、当社の財務運営において、またひいては当社株主の皆様にとっても適切な資金調達方法であるとの結論に至りました。

この検討過程において、小川浩平氏とは当社の短期的資金繰り及び財務内容改善の観点から協議した結果、新株式（DES）の割当予定先に選定しております。また、MTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者であるMTキャピタルとの交渉においては、MTキャピタルより、今回は当社の財務状況に鑑み、転換社債型予約権付社債ではなく、MTキャピタル匿名組合Ⅱが保有する現預金の範囲内でエクイティ資金を提供する旨の意向を受け、同社と新株式（金銭出資分）及び本新株予約権の割当について協議した結果、本新株式（金銭出資分）及び本新株予約権の割当予定先に選定しております。

本新株予約権の割当予定先として追加しましたアドミラルキャピタルにつきまして

は、本新株式及び本新株予約権の発行による本調達スキームを決定した後、平成29年4月26日の小川浩平氏から借入分及び5月支払い予定のCITICとの合弁会社の出資金50%の残額の資金を確保するためのブリッジファイナンスの提供と本新株予約権の一部割当を同時に行うこととし、割当予定先に決定しております。

その選定経緯・理由につきましては、下記6.(3)②「本新株予約権の割当先としてアドミラルキャピタルを選定した理由は次のとおりです。」をご参照下さい。

本調達スキーム決定までの判断過程は以下のとおりです。

A. 他の資金調達方法の検討について

当社は、本調達スキームの決定に際し、下記記載の主な調達方法含め各種の調達方法を検討しております。

(a) 公募増資

公募増資は、株式市場における当社株式への需要が十分あれば資金調達額が確実に見込めるというメリットがある一方、市場における需要調査含め発行手続に時間がかかり、費用が大きくならざるを得ません。また、公募増資の場合、一度に株式を発行し資金調達ができる反面、同時に希薄化することを避けることはできず、既存株主持分への希薄化のインパクトが大きいため、その観点からも当社にとっては現状望ましい方法ではないと考えております。

(b) 第三者割当による株式の発行（今回のDES及び金銭出資分は除く）

今回は小川浩平氏及びMTキャピタル匿名組合Ⅱに第三者割当により本新株式6,384,000千株（平成29年3月末現在発行済株式数に対し7.34%）を割当てています。さらに、金銭出資にて当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることも検討しましたが、当社の本調達スキームへの対応が遅れたこともあり、短期間において投資の意思決定できる投資家を探すのは困難であると判断しました。

(c) 転換社債型新株予約権付社債の発行による調達

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債発行は一度実績があり可能性を検討致しましたが、転換社債型予約権付社債へ投資する第三者は投資時に発行額相当の投資資金を必要とすること、また投資により同時に当社の信用リスクをとる必要があること、等の理由により、今回の短期間での検討過程において決定は難しいとの判断をしております。

(d) 借入金

金融機関からの借入は最も簡単な方法ではありますが、当社グループは平成28年12月31日現在連結ベースで8,873百万円の有利子負債額（総資産額は14,147百万円）があり、また平成29年2月10日付で公表しています「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載していますように平成29年3月期の経常損失△279百万円を見込んでいます。このような状況を考慮すると、金融機関による当社信用リスク判定等には時

間が必要と思われ、今回の短期的検討過程においては難しいとの判断をしております。

B. 本新株予約権スキーム

(メリット)

本調達スキームにより、当社は予約権が全額行使された場合には12.1億円(発行諸費用を除くと12.0億円)を調達することができます。本新株予約権の行使が進めば行使価額相当の資本が増強され、当社が予定する資金需要に充当することができるため、追加的借入の抑制、株主資本での調達による財務内容の改善等をとおして当社株主の利益に資するものと判断しております。

また、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱ及びアドミラルキャピタルからは、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却し、当社の経営に関与する意思はない旨の説明を受けています。従って、一般的な公募増資による新株式発行と比べると、株価への影響は比較的限定的なものと考えられ、当社株主の利益にかなうものと考えております。

なお、本新株予約権には任意取得条項が付されております。これにより当社としては、当社の株価の状況などに応じた当社の資金調達手段の見直しの自由度を確保することが可能となっております。

例えば、当社の株価が大幅に下落する等して各新株予約権の行使の可能性が極めて低くなってしまった場面においては、任意の取得条項によって本新株予約権をいったん消滅させ、新たな資金調達手段を検討することが可能となっております。

他方、当社の株価が上昇し既存株主の皆様にとって不利な価格で新株が発行されることが懸念されることとなった場面においては、同じく本新株予約権をいったん消滅させることで当該上昇した株価を前提により有利な条件での資金調達を検討することも可能となります。

また、当社株価が当初株価の200%以上となるような場面においては、既存株主の皆様の不利益が大きくなることが懸念されることから、本新株予約権の全てを当社が強制的に取得する旨の取得条項が付されています。これにより、上記のような当社既存株主の皆様の懸念が確実に回避されることを明確にしています。

(デメリット)

市場の状況により、市場価格が行使価額を下回る状況では本新株予約権の行使が進まない可能性があり、この場合、①行使が遅れて資金充当時期に必要な資金が入金されない場合はブリッジファイナンスで対応し、②最終的に予約権が行使されず、調達資金が必要資金に満たない場合は、別途借入等を検討することになります。

本新株予約権の行使が進まず借入金にて対応するようになった場合、当社の連結負債比率の上昇、金利負担の増加等により財務内容が悪化することも想定されます。

なお、本新株予約権の使途のうち5月に支払いが予定されているCITICとの合弁会社への出資金50%の残額の支払いにつきましては、予約権行使による資金入金までアドミラルキャピタルが提供する平成29年5月予定であるブリッジファイナンスによる資金確保を予定しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

| | |
|---------------------|--------------|
| ① 調達する資金の総額（円） | 829,814,700円 |
| 内訳 | |
| （本新株式の発行による調達額） | 59,961,000円 |
| （本新株予約権の発行による調達額） | 10,853,700円 |
| （本新株予約権の権利行使による調達額） | 759,000,000円 |
| ② 発行諸費用の概算額（円） | 10,000,000円 |
| ③ 差引手取概算額（円） | 819,814,700円 |

- (注) 1. 第三者割当による本新株式発行価額440,496,000円のうち、380,535,000円は現物出資（D E S）であり、金銭として払い込まれる予定の金銭は59,961,000円であります。
2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
3. 発行諸費用の内訳は、価値算定費用1,500千円、弁護士費用3,500千円、登記費用5,000千円（以上、確定金額ではありません、）を予定しております。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。なお、発行諸費用の支払いには、上記本新株予約権の発行による調達額10,853,700円からの充当を予定しています。

(2) 調達する資金の具体的使途

本新株式及び本新株予約権の募集により調達した資金の使途は、小川浩平氏からの借入金の返済、CITICとの中国合弁会社への出資金の残額50%の支払い、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払、当社グループの運転資金への充当を予定しております。

小川浩平氏からの借入金につきましては、本新株式を発行しD E Sを行うことにより株主資本に振替えられることとなります。また、MTキャピタル匿名組合

Ⅱに割当てられる本新株式発行（金銭出資分）による60百万円は下記①にて説明のとおり5月に予定されているCITICとの中国合弁会社への出資金の残額(50%) 225百万円の一部として充当されることとなります。

本新株予約権の行使によって調達する資金は比較的期間を要する資金需要に充当することにしてはいますが、下記②にて説明のように、5月に予定されているCITICとの中国合弁会社への出資金50%の残額165百万円については、短期間に支払が発生するため、アドミラルキャピタルが提供するブリッジファイナンスによる対応を平成29年5月に予定しております。

① 本新株式の発行により調達する資金及び現物出資の使途

| 金銭出資による資金の具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|-------------------------------|-------|---------|
| CITIC との中国合弁会社への出資金（残り50%）の一部 | 60百万円 | 平成29年5月 |

(注) 1. 平成28年9月28日付けで公表しました「CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD. との合弁会社設立にともなう第1回目の出資実行に関するお知らせ」にて報告していますように、本年4月に第2回目の払込みを予定していましたが、両社の口頭合意のもとこの支払が5月になり、本新株式の金銭出資分を払込みの一部に充当するものです。残額は、下記②本新株予約権による調達する資金の使途に掲載していますように、本新株予約権の行使による資金の一部から充当されます。

2. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。

| 現物出資による資金の具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|--------------------|--------|---------|
| 現物出資による債務の償却（DE S） | 380百万円 | 平成29年5月 |

DE S対象借入金及び借入利息目録

平成29年5月7日現在

| 借入日 | 弁済期日 | 借入金額 | 利率 | 利息金額 |
|------------|------------|--------------|-----|------------|
| 平成29年3月27日 | 平成29年5月24日 | 151,600,000円 | 5% | 872,219円 |
| 平成29年3月28日 | 平成29年5月24日 | 49,000,000円 | 5% | 275,205円 |
| 平成29年4月26日 | 平成29年5月24日 | 180,000,000円 | 15% | 887,672円 |
| 計 | | 380,600,000円 | | 2,035,096円 |

(注) 1. 平成29年3月27日及び28日の借入金の当初返済期日は同年4月14日となっており、また平成29年4月26日の借入金の当初返済期日は同年5月15日となっておりますが、小川浩平氏とは口頭での確認に基づき平成29年5月24日まで延期しています。変更後の返済期日につきましては、払込期日までに書面にて確認を行うこととなっております。

2. 利息金額は借入日より平成29年5月7日までの未払利息を記載しています。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日(平成29年5月24日)において本第三者割当増資を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

DES対象の小川浩平氏からの借入金使途明細表

| 借入日 | 借入金額 | 運転資金 | 償還資金 | 使途合計 |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 平成29年3月27日 | 151,600,000円 | — | 151,600,000円 | 151,600,000円 |
| 平成29年3月28日 | 49,000,000円 | 49,000,000円 | — | 49,000,000円 |
| 平成29年4月26日 | 180,000,000円 | 180,000,000円 | — | 180,000,000円 |
| 合計 | 380,600,000円 | 229,000,000円 | 151,600,000円 | 380,600,000円 |

(注) 1. 平成29年3月27日借入の151,600,000円は、同日付けで実施しました一連の取引の結果発生した不足分を小川浩平氏より借入れたものです。なお、第2回無担保社債の償還資金として第16回新株予約権の行使による資金428,400千円を充当していますが、平成28年5月30日付で公表しています「第14回新株予約権の取得・消却並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却及び第三者割当により発行される第16回新株予約権の募集に関するお知らせ」に記載の第16回新株予約権発行時による資金使途と変更が生じたため、平成29年3月27日付のお知らせにて資金使途の変更を報告しております。

2. 平成29年3月31日借入の49,000,000円は、コンサルティングフィーの支払い32,400,000円を主とする3月末の運転資金に充当しております。

3. 平成29年4月26日借入の180,000,000円は、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い125,000,000円(5,000百万円×5%×6ヶ月)並びに当社グループの4月の一部運転資金に充当し、また5月の運転資金に充当する予定です。

なお、大黒屋からのインターカンパニーローン50億円の当初返済期日は平成28年10月末日となっておりましたが、期限の利益喪失事由や当該貸付の返済の具体的な障害となる事由が発生していないこともあり返済期日は平成29年10月末日まで1年間更新されています。従って、上記支払利息125百万円は平成

28年11月1日より平成29年4月末日までの利息となります。

4. 小川浩平氏からの平成29年3月27日及び同年3月28日の借入金の当初返済期日は平成29年4月14日、また平成29年4月26日の借入金の当初返済期日は平成29年5月15日となっていました。期限の利益喪失事由や当該貸付の返済の具体的な障害となる事由が発生していないこともあり返済期日は何れも平成29年5月24日まで更新されます。

② 本新株予約権により調達する資金の用途

| 具体的な用途（短期的な用途） | 金額 | 支出予定時期 |
|---|--------|---------|
| CITIC との中国合弁会社への出資金（残り50%）の残額（225百万円－60百万円） | 165百万円 | 平成29年5月 |

（注）CITIC との中国合弁会社への出資金（残り50%）225百万円は本年5月の支払い予定となっていますが、そのうち60百万円については本新株式（金銭出資）で調達できるため、本新株予約権の行使により充当すべき資金は165百万円となります。ただ、165百万円の支払いは短期的に必要であり、かつ中国合弁会社の資本金として今後の店舗展開等に投じられる必須の資金であるため、まずは確実なアドミラルキャピタルが提供する平成29年5月予定のブリッジファイナンスで資金を手当し、本新株予約権行使により得た資金にて返済することを予定しております。

| 具体的な用途 | 金額 | 支出予定時期 |
|--|--------|-----------------|
| 当社及び当社グループの運転資金（月平均55百万円×8.5ヶ月） | 469百万円 | 平成29年6月～平成30年2月 |
| 大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い（元本5,000百万円×5%×6ヶ月） | 125百万円 | 平成29年10月 |
| 合計 | 594百万円 | |

（注）大黒屋からのインターカンパニーローン50億円の当初返済期日は平成28年10月末日となっていました。期限の利益喪失事由や当該貸付の返済の具体的な障害となる事由が発生していないこともあり返済期日は平成29年10月末日まで1年間更新されています。従って、上記支払利息125百万円は平成29年5月1日より平成29年10月末日までの利息となります。

上記資金用途金額594百万円は、本新株予約権が全額行使された場合の当社調達資金による用途を示していますが、本新株予約権の行使期間中に予約権の行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、実際の調達額は上記資金用途の金額に満たないこととなります。その場合には、緊急性が高い資金の用途につきましては、上記「具体的な資金用途（短期的な資金用途）」欄に記載していますように、ブリッジファイナンス等の方法により短期的に資金を確保し充当する必要があります。新株予約権の行使が十分に進んだところで権利行使による調達資金によるブリ

ッジファイナンスの返済を行うことを予定していますが、まずは6月以降当面の運転資金への充当を行い、その後は資金繰りの状況及び新株予約権の行使状況を確認しながら、ブリッジファイナンスの返済に充当してゆくことになります。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

①本新株式（DES）

本新株式発行による第三者割当は、前述の通り、小川浩平氏が当社に対して有する金銭債権を現物出資（DES）することにより行うものであるため、当社の手取り額は発生致しません。小川浩平氏への借入金返済は、有利子負債が圧縮されるなど財務体質の改善に資するものであり、DESにより自己資本比率を高め財務体質がより強固になると認識しており、合理性がある資金使途であると考えております。

②本新株式（金銭出資分）

本新株式発行の資金使途は、前述のとおり平成29年5月に予定されているCITICとの中国合弁会社への出資金（残り50%）の一部に充当することを予定しており、短期的資金需要に対応するものであります。

③本新株予約権

本新株予約権の資金使途は、本割当増資により充足出来ないCITICとの中国合弁会社への出資金（残り50%）の残金支払い、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い及び当社グループの運転資金に充当するものであります。

本新株式及び本新株予約権の発行によるこれらの資金使途は、上記3. - (2) 「調達する資金の具体的使途」①及び②にて説明していますように、短期的にもまた今後当社グループが事業を継続し、事業を強化し収益を上げてゆくためには不可欠なものであり、今後の当社の企業価値の維持・向上に資するものであります。

本調達スキームにより、中国合弁企業の事業拡大資金を調達すると共に、中国合弁企業の事業が軌道に乗るまでの当社事業継続資金を調達することは、当社株主の利益に合う合理的なものであると確信しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び具体的内容

①本新株式（DES及び金銭出資分）

本新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成29年5月2日）の東証における当社普通株式終値69円といたしました。なお、発行価額69円は、当社の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値67.50円に対して2.22%のプレミアム、同3ヶ月間の終値平均値72.50円に対して

4.83%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値77.44円に対して10.90%のディスカウントとなります。発行価額は過去の平均価額に対して1ヶ月はプレミアム、3ヶ月及び6ヶ月はディスカウントとなっておりますが、平成28年8月9日及び平成29年2月10日取引終了時間後に開示した「業績予想の修正に関するお知らせ」により、当社は従来業績予想公表値を実績値が下回った旨、開示しておりますが、同開示以降に形成された株価が当社の株式価値をより適正に反映しており、当社の業績の低迷傾向、株価のボラティリティ及び平成28年8月9日以降の直近株価の動向を踏まえると、取締役会決議日直前の時価に対してプレミアムを乗せた価格を発行価額とすることは非現実的であり、直前取引成立日終値が最もよく直近の株式価値を反映したものと判断しております。以上から当該発行価額は特に有利な金額には該当しないものと考えております。

本件取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役3名）全員が本新株式の発行価額については、当社株式の価値を表す客観的な値である本新株式発行にかかる取締役会決議直前日の株価を基準として決定とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」も勘案の上、当社の経営状況その他の要因を検討した結果であり、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額には当たらない旨の意見を述べております。なお、当社代表取締役社長の小川浩平氏は本新株式の割当予定先であり、当該発行決議に特別の利害関係を有するため決議には参加していません。

②本新株予約権の払込金額

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、直近3年から4年間に於いて複数回算定を依頼していますが、当社とは資本的及び人的関係のない第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番1328号、代表取締役：能勢元、以下、「第三者算定機関」といいます。）に算定を依頼しました。

本新株予約権の払込金額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者算定機関による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき98,670円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を98,670円といたしました。

第三者算定機関は、本新株予約権の評価額の算定に関して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価69円（平成29年5月2日の終値）、行使価額69円、ボラティリティ39.89%（平成27年4月～平成29年4月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.200%（評価基準における中期国債レート）、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク（1年目のデフォルト確率3.93%、2年目のデフォルト確率7.14%）等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき98,670円との算定結

果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成 29 年 5 月 2 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の 69 円と同額の 69 円といたしました。なお、当該直前営業日までの 1 ヶ月間の終値平均 67.50 円に対する乖離率は 2.22%のプレミアム、当該直前営業日までの 3 ヶ月間の終値平均 72.50 円に対する乖離率は 4.83%のディスカウント、当該直前営業日までの 6 ヶ月間の終値平均 77.44 円に対する乖離率は 10.90%のディスカウントとなっております。

モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提とした諸条件は、以下のとおりです。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日（平成 31 年 5 月 24 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使可能期間中においては、新株予約権を行使した場合の行使価額と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が残存する全ての新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。本新株予約権には、権利行使開始日以降いつでも発動可能な任意取得条項と、当社普通株式の終値が 5 連続取引日の間本新株予約権の 200%以上になった場合に、その時点で未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得できる取得条項が付されています。本算定にあたっては、当社普通株式の終値が 5 連続取引日の間本新株予約権の行使価額の 200%以上になった場合に、当社がその時点で未行使となっている本新株予約権の全てを取得するものと仮定しています。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日当たり 72,800 株（最近 2 年間の日次売買高の中央値である 728,000 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を勘案して取引上限高である 100%のうち平均してその 10~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また、新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

iv. その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1 個当たり 98,670 円）と本新株予約権の払込金額（1 個当たり 98,670 円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役4名（うち3名が会社法上の社外監査役）からは、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は当社と顧問契約関係にないこと、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の発行要項の内容及びの東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を本日開催の当社取締役会において受けております。なお、当社代表取締役社長の小川浩平氏は本新株予約権の割当予定先の出資者であり、当該発行決議に特別の利害関係を有するため決議には参加しておりません。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株式6,384,000株（当社株式に係る議決権数63,840個）が発行され、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式11,000,000株（同議決権数110,000個）の総数は17,384,000株（同議決権数173,840個）であり、平成29年3月31日現在における当社の発行済株式総数87,034,666株（同議決権数は870,346個）を分母とする希薄化率は、本新株式7.34%、本新株予約権12.64%、合計で19.97%（議決権数に係る希薄化率は19.97%）となります。

なお、本新株式が発行され、本新株予約権が全て行使された場合には、当社の発行済株式総数は、104,418,666株（当社株式に係る議決件数1,044,186個）となります。

当社としましては、当社グループによる旺盛な資金需要を満たしてゆくためには、今回の本新株式及び本新株予約権の発行によって発生する潜在株式数を許容してでも必要な短期及び中期的資金を確保してゆく必要があり、確保した資金にて事業の継続及び強化を図ることで、今後の収益確保につなげることができると考えております。そのことが、今後の当社の業績をつうじた企業価値向上にもつながり、結果、株主の利益にも適うものであると確信しております。

割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱ及びアドミラルキャピタルからは、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株式及び行使により発行される株式については、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は1,070千株

（本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数17,384千株を加えた発行済株式総数104,418,666株の1.02%程度）であり、一定の流動性を有しております。

一方、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数17,384千株を1年間（245日／年営業日で計算）にわたって平均的に行使売却が行われると仮定した場合

の1日当たりの売却数量は71千株となり、上記1日当たりの平均出来高の6.64%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

また、割当予定先である小川浩平氏からは、取得した本新株式について長期保有する方針である旨の説明を受けております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先と割当予定の株式数及び新株予約権の個数

| | | | |
|--------|--------------|------------|------------|
| 割当予定先1 | MTキャピタル匿名組合Ⅱ | 新株式（金銭出資分） | 869,000株 |
| | | 新株予約権 | 88個 |
| 割当予定先2 | アドミラルキャピタル | 新株予約権 | 22個 |
| 割当予定先3 | 小川浩平氏 | 新株式（DE S） | 5,515,000株 |

割当予定先1 MTキャピタル国名組合Ⅱ

| | | |
|--------------------|---|--|
| (1) 名称 | MTキャピタル匿名組合Ⅱ 同組合Ⅱの営業者はMTキャピタル合同会社であり、同営業者の業務執行社員は三田証券 (注) 1 | |
| (2) 所在地 | 東京都中央区日本橋兜町3-11 三田証券内 | |
| (3) 設立根拠等 | 商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく組合 | |
| (4) 組成目的 | 当社が発行する新株予約権及び普通株式に投資を行うため | |
| (5) 組成日 | 平成27年11月4日 | |
| (6) 出資の総額 | 5.4億円 | |
| (7) 主たる出資者及びその出資比率 | 99% 小川 浩平（当社代表取締役社長） (注) 2 | |
| (8) 営業者の概要 | 名称 | MTキャピタル合同会社 |
| | 所在地 | 東京都中央区日本橋兜町3-11 三田証券内 |
| | 代表者の役職・氏名 | 代表社員 三田証券 |
| | 事業内容 | ・匿名組合契約に基づく投資及び投資受託に関する業務 ・有価証券の保有、運用、売買並びにその他の投資事業 |
| | 資本金 | 50万円 |
| | 出資者及びその出資比率 | 三田証券 100% |

| | | |
|--------------------|------------------------|---|
| <p>(9) 当社との関係等</p> | <p>当社と当該匿名組合との間の関係</p> | <p>当社の代表取締役である小川浩平氏は、平成 27 年 11 月 4 日に三田証券から借入を行い、同日付で当該匿名組合に 8.2 億円の匿名組合出資を行っております（その後の出資金の一部返還により、本開示日（平成 29 年 5 月 8 日）現在の小川浩平氏の当該匿名組合への出資残高は 5.4 億円になります。なお、小川浩平氏は平成 29 年 4 月 26 日付でアドミラルキャピタルに対し、保有する当該匿名組合の出資持分を、譲渡担保として担保提供しております。また、当該匿名組合は本開示日現在において、第 16 回新株予約権の行使により取得した当社普通株式 5,524,900 株（以下、「既存保有株式」といいます。）と 77.8 百万円の現預金を保有しております。これにより、小川浩平氏は本開示日現在の出資残高である 5.4 億円を上限に、既存保有株式、本新株式及び本新株予約権の払込金額または新株予約権行使に際しての払込金額が株価下落等により未回収となるリスクを負担しております。また、上記の通り、三田証券は平成 27 年 11 月 4 日付で小川浩平氏に対して当該匿名組合への出資金を資金使途とした貸付けを行っており、下記「（5）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載の通り、本新株予約権の行使資金を MT キャピタルに対して資金を貸付ける可能性があることから、小川浩平氏及び MT キャピタルの信用リスクを負担することとなります。一方、小川浩平氏は本新株式及び本新株予約権の行使によって交付される株式の売却によって得られる収益が発生した場合は配当を享受し、損失が発生した場合は出資額が毀損されず。また、三田証券は資金の貸付けに際しての利息収入を得、MT キャピタルは割当予定先の営業者として営業者報酬を受領します。</p> <p>当社は、当該匿名組合の営業者である MT キャピタルから、当該匿名組合による業務執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川浩平氏は一切の指図権限のないことを確認しております</p> |
| | <p>当社と営業者との間の関係</p> | <p>当該匿名組合の営業者である MT キャピタルは第 12 回新株予約権の割当先である MT キャピタル匿名組合及び第 14 回、第 16 回新株予約権並びに第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先である MT キャピタル匿名組合 II の営業者であり、また、当該匿名組合の営業者の代表社員である三田証券は第 11 回新株予約権の割当先であります。</p> |

(注) 1. 三田証券株式会社は、三田邦博を代表取締役社長とし、本店所在地を東京都中央区日本橋兜町 3-11 に置いています。

(注) 2. 小川浩平氏は平成 29 年 4 月 26 日付でアドミラルキャピタルに対し、保有する当該匿名組合の出資持分を、譲渡担保として担保提供しております。

(注) 3. 割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの業者であるMTキャピタルは、三田証券 100%出資子会社であります。三田証券につきましては第三者調査機関である株式会社中央情報センターに調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、同社並びに代表者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。

業者であるMTキャピタルにつきましては、三田証券からMTキャピタルが反社会的勢力とは一切関係がないことを口頭にて確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、MTキャピタル匿名組合Ⅱの出資者である小川浩平氏につきましても、株式会社中央情報センターに調査を依頼し、同社の調査報告書により小川浩平氏が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

割当予定先2 アドミラルキャピタル

| | | |
|----------------|--------------------------|--|
| (1) 名称 | アドミラルキャピタル株式会社 | |
| (2) 本店の所在地 | 東京都千代田区内幸町一丁目3番3号 | |
| (3) 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 木下 玲子 | |
| (4) 事業の内容 | 投資ファンドの運用・管理 | |
| (5) 資本金 | 30 百万円 | |
| (6) 設立年月日 | 平成 18 年 6 月 1 日 | |
| (7) 発行済株式数 | 1,000 株 | |
| (8) 決算期 | 3 月 | |
| (9) 従業員数 | 4 名 (役員は除く) | |
| (10) 主要取引先 | 一般投資先 | |
| (11) 主要取引銀行 | みずほ銀行 | |
| (12) 大株主及び持株比率 | 株式会社D o フィナンシャルサービス 100% | |
| (13) 当社との関係等 | 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 木下玲子氏は、大黒屋取締役に平成 24 年 8 月 10 日に就任し、平成 26 年 4 月 25 日に退任していますが、平成 24 年 8 月 10 日から平成 25 年 3 月 31 日までは代表取締役社長に就任しています。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |

| | | | |
|--------------------------------|-----------------|-------------|---------|
| | 関連当事者への 該当状況 | 該当事項はありません。 | |
| (14) 直近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円) | | | |
| 決算期 | 2014年3月 | 2015年3月 | 2016年3月 |
| 純資産 | 344 | 213 | 276 |
| 総資産 | 451 | 862 | 941 |
| 1株当たり純資産(円) | 344,370 | 213,419 | 276,558 |
| 売上高 | 311 | 343 | 482 |
| 営業利益 | 29 | 30 | 94 |
| 経常利益 | 28 | 32 | 92 |
| 当期純利益 | 17 | 21 | 63 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 17,046 | 21,049 | 63,139 |
| 1株当たり配当金(円) | 0 | 152,000 | 0 |

(注) 本新株予約権の割当予定先であるアドミラルキャピタルは、D o フィナンシャルサービスが株式を100%保有する会社であります。アドミラルキャピタル並びに同社役員及び主要株主でありますD o フィナンシャルサービスにつきましても第三者調査機関である株式会社中央情報センターに調査を依頼し、中央情報センターが保有する一般的に入手することが不可能な反社関係情報が蓄積されたデータベースとの照合等による調査を行った結果、同社、代表者木下玲子並びに取締役、及び同社100%株主であるD o フィナンシャルサービスが反社会的勢力とは一切関係がない旨の報告書を受けております。本報告書による確認につきましては、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

割当予定先3 小川浩平氏

| | |
|-------------------|--|
| (1) 氏名 | 小川浩平 |
| (2) 住所 | 東京都港区 |
| (3) 職業の内容 | 大黒屋ホールディングス株式会社 代表取締役社長 |
| (4) 当社と当該個人との間の関係 | 当社代表取締役社長であり、提出日現在、当社普通株式390,300株(平成29年3月31日現在の発行済株式数に対して0.45%)を所有しています。また、当社は平成29年5月2日現在借入金380,600,000円があります。 |

(注) MTキャピタル匿名組合Ⅱの主な出資者であり本新株式の割当先である小川浩平氏につきましても、株式会社中央情報センターの調査報告書により、同氏が反社会的勢力ではないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、当社は平成28年7月7日付「コーポレートガバナンスに関する報告書 IV内部統制システム等に関する事項2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、当社としての反社会的勢力排除についての姿勢を示しております。

(3) 割当予定先を選定した理由

①本新株式及び本新株予約権の割当予定先としてMTキャピタル匿名組合Ⅱを選定した理由は次のとおりです。

(i)三田証券は、これまでに当社第11回新株予約権の同社による取得、当社第12回新株予約権の同社が業務執行社員を務めるMTキャピタルを営業者とするMTキャピタル匿名組合を通じた取得、第14回及び第16回新株予約権、及び第1回転換社債型新株予約権付社債の同社が業務執行社員を務めるMTキャピタルを営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱを通じた取得を行った実績があるため、本新株式及び本新株予約権の取得を検討する際にも必要以上に期間がかからないと判断いたしました。

(ii) 上記第11回新株予約権については発行した840個（行使総額210百万円）のうち243個（行使総額60百万円）の行使にとどまったものの、条件を改めた第12回新株予約権については発行した4,500個（行使総額900百万円）すべての行使が行われた実績に鑑みれば本新株予約権の取得及び行使に関してもその実現性が高いと判断いたしました。第14回新株予約権については、発行した100個（行使総額1,200百万円）の全量が行使されませんでした。これは、株価が行使価格を下回る水準を推移していたことが要因であり、株価が行使価格を上回る水準である場合には、行使していただけたものと判断しております。なお、第16回新株予約権（100個）につきましては、40個（行使総額285百万円）が行使され、残り60個（行使総額428百万円）は第1回転換社債型新株予約権付社債の全額償還を前提として全て行使されております。この権利行使による受取金額428百万円は、平成29年3月27日付で当社が公表した「第2回無担保社債の発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の残額買入消却及び第16回新株予約権行使に関する資金用途変更のお知らせ」に記載していますように、株式会社SBI証券を総額引受人とする第2回無担保社債（5.8億円）の償還資金の一部に充当し、当初予定のCITIC XINBANG ASSET MANAGEMENTとの中国合弁会社への出資金及び英国SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの新規店舗出店を含む運転資金から変更しております。

(iii)本新株式及び本新株予約権を同時に発行する本調達スキームの意思決定に係る検討は4月第1週から第2週にかけてというかなり短期間に行われており、当社グループと従来から新株予約権の割当等の取引があり当社の業務内容等を理解しているMTキャピタル匿名組合Ⅱ以外、本新株式（金銭出資分）及び本新株予約権の

割当候補先は容易には見つからないであろうと判断いたしました。

なお、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者の代表社員である三田証券に確認したところ、MTキャピタル匿名組合Ⅱは、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却する方針との説明を受けております。

- ②本新株予約権の割当先としてアドミラルキャピタルを選定した理由は次のとおりです。

アドミラルキャピタルは、SBIキャピタルソリューション株式会社として設立され、以降社名変更等を経て、株式会社D o フィナンシャルサービスの100%子会社となり現在に至っております。同社は自らが組成するファンド等を通じ、ファイナンス、エクイティ投資、債権買取等の投資運用を行っております。同社は同社の保有するファンドを通じ、大黒屋に対する債権の買取を実施していたこと、また同社社長の木下玲子氏が平成24年8月10日から平成26年4月25日まで大黒屋の取締役役に就任し、平成24年8月10日から平成25年3月31日までは同社代表取締役役に就任していたこともあり、小川浩平氏とはコンタクトがありました。

今回、資金調達を検討するなかで、当初の割当予定先としては対象としていませんでしたが、ブリッジファイナンスの提供者を検討するなかで、以前より大黒屋へのビジネスへ関心を持っていたアドミラルキャピタルへ、平成29年4月26日及び同年5月を予定するブリッジファイナンスの提供を打診したところ、同社よりブリッジファイナンスの提供と本新株予約権の割当先となることでの提案を受け、検討しましたが、当社としてはブリッジファイナンスの必要性が高い状況にあることを考慮し、本新株予約権の割当予定先として、最終段階において選定したものです。

なお、割当予定先であるアドミラルキャピタルの代表取締役である木下玲子氏からは、本新株予約権の行使によって取得した株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却する方針との方針を口頭にて確認しております。

- ③本新株式の割当予定先として小川浩平氏を選定した理由は次のとおりです。

本新株式発行による割当予定先である小川浩平氏は当社の代表取締役であります。小川浩平氏は、当社の経営者として当社の財務状況を改善すべく切迫した必要性を痛感すると共に、中長期的な当社の財務体質の強化を図るために平成23年から当社に資金面で多大な支援をしていただいております。当社は平成29年3月27日付で公表した「第2回無担保社債の発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の残額借入償却及び第16回新株予約権行使による資金使途変更のお知らせ」に記載していますように同日付けで、第2回無担保社債の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却を実施しましたが、結果第2回無担保社債償還のために不足する資金を小川浩平氏から借入れることになりました。また、平成29年3月28

日付けで3月末に不足すると見込まれたコンサルティングフィーの支払いを含む運転資金を、同年4月26日付けで4月末に支払いが到来する大黒屋からのインターカンパニーローンに係る支払利息及び4月から5月までに不足する運転資金等を追加的に小川浩平氏から借入れています。

このようななか、あらためて事業状況改善までの当社の資金繰り及び財務内容の改善のために小川浩平氏と協議を重ねた結果、短期的な返済資金調達の回避と株主資本の充実につながるD E Sを行うことで小川浩平氏と協議を重ねた結果、本新株式の割当予定先に選定いたしました。

(4) 割当予定先の保有方針

①当社は、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者であるMTキャピタルより、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式については、原則として市場にて売却を進めていき、当社の経営に関与する意思がない旨の説明を受けております。

また、MTキャピタルからは、MTキャピタルによる上記業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川浩平氏は一切の指図権限のないことを確認しております。

②当社は、割当予定先であるアドミラルキャピタルの代表取締役である木下玲子氏より、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式については、市場への影響を考慮しつつ原則として市場にて売却を進めていき、当社の経営に関与する意思がない旨の説明を受けております。

③割当予定先である小川浩平氏からは、取得した本新株式について長期保有する方針である旨の説明を受けております。なお、小川浩平氏が割当を受ける本新株式は、アドミラルキャピタルに対し、譲渡担保として担保提供されることとなります。

当社と、割当予定先である小川浩平氏及びMTキャピタル匿名組合Ⅱとの間におきましては、各割当予定先が払込期日から2年間において本新株株式の発行により取得した当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を交わすことになっております。

(5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①当社は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの業者であるMTキャピタル及びその業務執行社員である三田証券から、本新株式及び本新株予約権にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの口頭による確約をいただき、当社から本新株式及び本新株予約権の取得並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況について問合せを行いました。

その結果、本新株式の払込み及び本新株予約権の発行に係る払込みに必要となる資金は、割当予定先のMT匿名組合の業者であるMTキャピタルの預金通帳の写しを受領して、十分な残高を有することを確認いたしました。この確認は、匿名組合は法人格がなく預金口座を持っていないため、匿名組合契約に基づき業者であるMTキャピタルが口座を保有し組合の財産を運用しているため行っているものであります。また、匿名組合が本新株予約権を行使する際に必要となる資金は、原則として本新株式及び既存保有株式、並びに本新株予約権の行使により取得した株式の売却資金を想定しているとのことですが、市場出来高が少なく売却が進まない場合や、急激な株価上昇により、一度に多くの本新株予約権の行使を行う必要性が出てきた場合においては、三田証券からのMTキャピタルに対する650百万円の貸付枠に基づいた、三田証券からの借入を実施することを口頭にて確認しております。また、当該貸付枠の有効性の確認を行うために、当社は三田証券がMTキャピタルに対して発行した平成29年5月1日付の融資証明書及び三田証券の平成29年2月28日現在の試算表における三田証券の貸借対照表の写しを受領し、資金残高等を確認しております。なお、当該貸付枠の実行の前提条件は、本新株予約権の払込の完了以外、定められておりません。

これらにより当社は、割当予定先による本新株式及び本新株予約権の払込並びに本新株予約権の全額の行使のために必要となる資金の確保・調達に支障がないことを確認いたしました。

②当社は、本新株予約権の割当予定先であるアドミラルキャピタルが、権利行使に必要な資金及び平成29年5月に予定されるブリッジファイナンスを提供するための資金を確保していることを、平成29年4月26日現在の銀行口座残高の写しにて確認しております。

③当社はまた本新株の割当予定先である小川浩平氏から、本新株発行にかかる払込についてその全額を小川浩平氏の当社に対する債権（「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」をご参照下さい。）の現物出資により実行する旨、口頭にて確認し、かつ当社において金銭消費貸借契約書及び当社の会計帳簿等を精査し、現物出資による払い込に必要な金銭債権の残高が存在すること確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 | 割当後の所 有株式数 (千株) | 割当後の総 議決権数に 対する所 有議決権数 の割合 |
|---------------------------------------|---------------------------------|---------------|--------------------------------|-----------------------|--|
| MTキャピタル匿名組合Ⅱ（営 業者：MTキャピタル合同会 社） | 東京都中央区日本橋兜町3番11 号三田証券内 | 5,524 | 6.35% | 15,193 | 14.56% |
| 小川 浩平 | 東京都港区 | 390 | 0.45% | 5,905 | 5.66% |
| アドミラルキャピタル株式会社 | 東京都千代田区内幸町1丁目3 番3号 | | | 2,200 | 2.11% |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麴町1-4 | 2,189 | 2.52% | 2,189 | 2.10% |
| 田名部 誠悦 | 青森県八戸市 | 1,151 | 1.32% | 1,151 | 1.10% |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目 | 932 | 1.07% | 932 | 0.89% |
| マネックス証券株式会社 | 東京都港区赤坂1丁目12-3 2 | 894 | 1.03% | 894 | 0.86% |
| 魚津海陸運輸倉庫株式会社 | 富山県魚津市三ヶ227-73 | 850 | 0.98% | 850 | 0.81% |
| エヌ・ティ・ティ・システム開 発株式会社 | 東京都豊島区目白2丁目16- 2OTCS-HD南池袋ビル | 735 | 0.85% | 735 | 0.70% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号 | 731 | 0.84% | 731 | 0.70% |
| 東京コンピュータサービス株式 会社 | 東京都中央区日本橋本町4丁目 8-14 | 717 | 0.82% | 717 | 0.69% |
| 計 | | 14,116 | 16.23% | 31,500 | 30.18% |

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、平成29年3月31日
時点の株主名簿を基準に算定しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割
合は小数第3位を四捨五入しております。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回
発行される本新株式及び本新株予約権の全てが行使された場合における数値となります。な
お、今回の割当予定先以外の株主の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成
29年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

該当ございません。

9. 今後の見通し

本新株式、本割当増資及び本新株予約権の発行が業績に与える影響につきましては現

在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が議決権ベースで19.97%であり25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権のすべてが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に規定される、経営から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び妥当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続きは不要となります。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

| | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 9,172 | 17,237 | 20,165 |
| 営業利益 | 1,146 | 2,501 | 1,755 |
| 経常利益 | 1,118 | 2,053 | 969 |
| 当期純利益 | 279 | 698 | 99 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 4.65 | 9.00 | 1.28 |
| 1株当たり配当金（円） | 0 | 0 | 0 |
| 1株当たり純資産（円） | 38.94 | 65.37 | 62.40 |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 発行済株式数 | 87,034,666株（平成29年3月31日現在） |
| 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | 294,000株 （第15回新株予約権） |

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

（単位：円）

| | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 |
|----|----------|----------|----------|
| 始値 | 197 | 186 | 90 |
| 高値 | 239 | 221 | 120 |
| 安値 | 137 | 54 | 65 |

| | | | |
|-----|-----|----|----|
| 終 値 | 188 | 90 | 72 |
|-----|-----|----|----|

②最近6ヶ月の状況

(単位：円)

| | 平成28 年10月 | 平成28 年11月 | 平成28 年12月 | 平成29 年1月 | 平成29 年2月 | 平成29 年3月 | 平成29 年4月 |
|-----|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 始 値 | 77 | 77 | 80 | 87 | 82 | 76 | 71 |
| 高 値 | 79 | 82 | 103 | 92 | 82 | 78 | 80 |
| 安 値 | 76 | 62 | 78 | 79 | 71 | 70 | 63 |
| 終 値 | 77 | 79 | 87 | 82 | 76 | 72 | 68 |

(注) 平成29年4月の数値は4月26日までの株価を示しています。

③発行決議日前営業日株価

(単位：円)

| | 平成29年5月2日現在 |
|-----|-------------|
| 始 値 | 69 |
| 高 値 | 70 |
| 安 値 | 68 |
| 終 値 | 69 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)

| | |
|------------------|---|
| 発行期日 | 平成27年11月4日 |
| 資金調達額 | 800,000,000円 |
| 割当先 | 三田証券株式会社を業務執行社員とするMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱ |
| 募集時点における発行済み株式総数 | 75,159,999株 |
| 募集時点における潜在株式数 | 5,000,000株 |
| 現時点における転換状況 | 行使済株式数375,000株、調達額60,000,000円。 未行使予約権4,625,000株償却済み |
| 当初の資金使途 | 大黒屋による東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入債務を被担保債権とする質権及び根質権を設定する当社銀行口座への入金 |

| | |
|-------------|--|
| 支出予定時期 | 平成27年11月 |
| 現時点における充当状況 | 予定通り資金使途に充当したが、その後必要がなくなり、変更した資金使途に充当済み。 |

(第三者割当による第14回新株予約権)

| | |
|------------------|---|
| 発行期日 | 平成27年11月4日 |
| 資金調達の額 | 1,214,490,000円 |
| 割当先 | 三田証券株式会社を業務執行社員とするMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱ |
| 募集時点における発行済み株式総数 | 75,159,999株 |
| 募集時点における潜在株式数 | 7,500,000株 |
| 現時点における転換状況 | 予約権14,490,000円は入金済み。 未行使予約権7,500,000株は全て買取り償却。 |
| 当初の資金使途 | 子会社貸付金、インターカンパニーローン利息、新規ネット事業投資資金等 |
| 支出予定時期 | 平成27年11月～平成28年10月 |
| 現時点における充当状況 | 行使がなかったため充当なし。 |

(株式報酬型ストックオプション：第15回新株予約権)

| | |
|------------------|---|
| 発行期日 | 平成28年3月30日 |
| 資金調達の額 | - |
| 割当先 | 取締役4名及び監査役4名 |
| 募集時点における発行済み株式総数 | 78,534,666株 |
| 募集時点における潜在株式数 | 8,500,000株 |
| 現時点における転換状況 | なし(付与株数：294,000株) 行使期間：平成28年3月31日～平成58年3月30日 |
| 当初の資金使途 | なし |

(第三者割当による第16回新株予約権)

| | |
|--------|--|
| 発行期日 | 平成28年6月15日 |
| 資金調達の額 | 722,687,000円 |
| 割当先 | 三田証券株式会社を業務執行社員とするMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱ |

| | |
|------------------|--|
| 募集時点における発行済み株式総数 | 78,534,666株 |
| 募集時点における潜在株式数 | 8,794,000株 |
| 現時点における転換状況 | 予約権8,687,000円は入金済み。 行使済株式数8,500,000株 行使による調達額 714,000,000円 |
| 当初の資金使途 | インターカンパニーローン利息、ネット事業追加資金、中国合弁出資金、英国SFL運転資金 |
| 支出予定時期 | 平成28年7月～平成29年6月 |
| 現時点における充当状況 | インターカンパニーローン利息、ネット事業追加資金は充当済み。残りは私募債償還資金に充当済み。45.6百万は4月運転資金に充当。 |

12. 発行要項

本新株式及び本新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙1「新株式発行要項」及び別紙2「第17回新株予約権発行要項」をご参照下さい。

新株式発行要項

- | | |
|---------------|---|
| 1. 発行新株式数 | 普通株式 6,384,000 株 |
| 2. 発行価額 | 1 株につき金 69 円 |
| 3. 発行価額の総額 | 440,496,000 円 うち 380,535,000 円は、下記 9 の要領による現物出資 (デット・エクイティ・スワップ) の払込方法によるものとする。 |
| 4. 資本組入額 | 1 株につき金 34.5 円 |
| 5. 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による。 |
| 6. 申込期間 | 平成 29 年 5 月 24 日(水曜日) |
| 7. 払込期日 | 平成 29 年 5 月 24 日(水曜日) |
| 8. 割当先及び割当株式数 | 小川浩平氏 5,515,000 株 MT キャピタル匿名組合Ⅱ 869,000 株 |
| 9. 現物財産の内容 | 小川浩平氏が当社に対して有する金銭債権 380,600,000 円のうち 380,535,000 円 |

大黒屋ホールディングス株式会社第17回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称
大黒屋ホールディングス株式会社第 17 回新株予約権（以下、「本新株予約権とい
います。」）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 10,853,700 円（本新株予約権 1 個当たり金 98,670 円）
3. 申込期日
平成 29 年 5 月 24 日
4. 割当日及び払込期日
平成 29 年 5 月 24 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、本新株予約権をMTキャピタル匿名組合Ⅱに 88 個及
びアドミラルキャピタル株式会社に 22 個割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個
の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有す
る当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）
する数は、100,000 株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の
目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として
11,000,000 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整
される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に
応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項に定義する。）の調整を行う場
合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1
株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調
整後行使価額は、第 10 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及

び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = (調整前割当株式数 × 調整前行使価額) ÷ 調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

110 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

金 98,670 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、69 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

| | | | | | | | |
|------|---|------|-----|---|----------------|---|-----------|
| | | | | | 交 付 | × | 1 株あたり |
| | | | 既発行 | + | 株式数 | | 払込金額 |
| 調整後 | = | 調整前 | × | | | | 1 株あたりの時価 |
| 行使価額 | | 行使価額 | | | 既発行株式数 + 交付株式数 | | |

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」という。）における当社普通株

式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成29年5月25日から平成31年5月24日までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 平成29年5月25日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 平成29年5月25日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株

式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限

第 11 項ないし第 17 項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第 7 章に定める振替口座をいいます。ただし、同法第 131 条第 3 項に定める特別口座を除きます。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記 11 「新株予約権の行使期間」に記載の行使期間中に下記 19 「行使請求の受付場所」に記載の受付場所に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて下記 20 「払込取扱場所」に記載の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項第 (1) 号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

19. 行使請求受付場所

大黒屋ホールディングス株式会社 総務部（東京都港区高輪二丁目 15 番 8 号）

20. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 渋谷支店

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を69円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載の通りとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成29年5月2日）の東証二部における当社普通株式の終値69円を参考として、投資家と協議を行なった結果、1株69円（ディスカウント率0%）に決定した。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以上